\bigcirc	\bigcirc	0	\circ	\circ	す	0
道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百六十七号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第四十五号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・	る法律(平成十二年法律第八十一号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第四十五号)による改正後のストーカー行為等の規制等に関

 \bigcirc す る法 ストー 律 カー 平 成 行 十 二 為等 年 \mathcal{O} 法 規 律 制 :第八十 等に 関 一 号) する法 律の 沙 部 を改正 する法 律 (令和三年法律第四十五号) による改正後の スト カー 行 0 規 制 に 関

定

第二条

2

3 を る怨恨の感情を充足する目 有する者に対し、 こ の 法律に お 11 7 次の各号 位 置 的 情 で、 報無 0 いずれかに掲げる行為をすることをいう。 当 承諾 該特定の者又はその 取得等」 とは、 特 配 定 偶 の者に対する恋愛感情その 者、 直系若しく は同居の親族その 他 0 好 意 他当 の感 該特定の者と社会生活におい 情又はそれが満たされ なかったことに て密 接な関 対

ŋ ·法律第六十三号)第二条第一 その承諾を得ない で 政 記 鼠録され、 令で定めるも 又 は のを で、 送信される当該位置情報記 いう。 その所持する位置情報記録・ 項第一 以下この号及び次号にお 号に規定する位置 . 録 送信 送信装置(当該装置 装置の位置に係る位置情報を政 いて同じ。) 情報をいう。 (同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置 以下この号において同じ。)を記録し、 0 位 |置に係る位 令で定める方法により取得すること。 置 情 報(地 理 空間情報活用 又は送信する機能を有する装 推進 基本法 を含む。) に (平成 + 九

に係る部 ことその 0) そ 法 \mathcal{O} 律 承 分に限 トにおい 他その 諾 を得 る。 ない て 移 「スト 動) に 掲 で、 に 伴 その所持する物に い 位 げ 力 置情 る行為につ 1 行 報記録 為 とは、 いて 位置 送信装置 は、 同 情報 身 \mathcal{O} 者に を移 体 記 の安 録 対 動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。 ・送信装置を取り付けること、 全、 Ĺ 住 つきまとい 居等の平穏若しくは 等 第一 項 名誉が害され、 第一号から第四号まで及び第五号 位置情報記 録 • 又は行動の 送信装置を取り 自由が著しく害される不安 付 (電子 け た物を メ] 交付 0 する 送

きまとい 等 又 は 位 置 情 報 無 承 諾 取 得等をして不安を覚えさせることの 禁止)

覚えさせるような方法により行

われる場合に限る。

又は位置情報無承諾取得等を反復してすることをいう。

が 著しく害さ 何 人も、 0 れ きまとい等 る不安 を覚えさせては 文は 位置情報無承 なら っない。 諾取得等をして、 その相手方に身体の安全、 住 居等の平穏若しくは名誉が害され、 又 は

四条 れたとして 警視総監若しく 当 該 0 き ま لح は 1 道 等 府 又 県警察 は 位 置 本部長又は警 情報 無 承 諾 ■察署長 取 得等 以下 係 る警告を求める旨の 警察本部長等」 申 という。 出を受け は、 た場合に つきまとい等又は位置情報無承 お 11 て、 当 一該申 出 係る前 条の 取 規定に違

をさ

反する行為が 〈委員会規則で定めるところにより、 あ ŋ カゝ つ、 当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、 更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。 当該行為をした者に対し、 国家公

2 5 (略)

(禁止命令等)

第五条 に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、 都道府県公安委員会 (以 下 次に掲げる事項を命ずることができる。 「公安委員会」という。 その相手方の申出により、 は、 第三条の規定に違反する行為があ 又は職権で、 当該行為をした者に対し、 った場合において、 当該行為をした者が 国家公安委員会

更に反復して当該行為をしてはならないこと。

規則で定めるところにより、

更に反復して当該行為が行 われることを防止するために必要な事項

2 \ 15 略

(罰則)

第十八 条 ストー 力] 行 為をした者 は、 年以下 . (7) 懲役又は百 万円以 下 0 罰金に処する。

第十九 万円以下の 禁 罰金に処する。 止 命 令等 第 五. 条第 項 第一 号に 、係るもの に 限る。 以下同じ。 に違反してストー カー 行為をした者は、 二年以下の懲役又は二百

前項に 同 項と同 規定するもの 様とする。 の ほ か、 禁止命令等に違反してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をすることにより、 ストー カー行為をした者も

第二十 前条に規定するも 0 0 ほ か、 禁止命令等に違反した者は、 六月以下の懲役又は五十万円以下 の罰金に処する。

 \bigcirc ス 1 力 1 行 1為等 . О 規 制等に関する法律の 一部を改正する法律 (令和三年法律第四十五号) (抄)

附則

(施行期日)

 \mathcal{O} 第三条 条 規定は この (見 法 公 布 出しを含む。 律 の日 は、 から起算して三月を経過し 公 布 0 日 及び第四条第 から起算して二十日を経過 項の た日から施行する。 改正! 規定、 した日から施行する。 第五条 の改正規定並びに第十九条第二項の改正規定並びに附則第四条及び第五条 ただし、 第二条の改正規定 (同条第一 項 0 改正規定を除

 \bigcirc 地 理 空 間 情 報 活 用 推 進 基 本法 (平成十 九 年法律第六十三号) 沙

(定義)

第二条 この法律に おい て「地 理空間情報」とは、 第 号の情報又は同号及び第二号の情報からなる情報をいう。

空間上 0) 特 定 \mathcal{O} 地 点 又は 区域 0 位置を示 す 情 報 **当** 該 情 報に 係 る時点に 関する情報 を含 む。 以下 「位置情 報

二 (略)

2 · 3 (略)

この法律に にこれら に 関 お 連 V 付 て け 「衛星 5 れた移動の 測 位」とは、 経路等 人工衛星 0 情 :報の取得をいう。 から発射される信号を用 いてする位置の決定及び当該位置に係る時刻に関する情報の取得 並

○ 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)(抄)

(定義)

第二条 この法律に お V て、 次 の各号に掲げる用語の 意義 は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

一~八 (略)

自 動 車 原 動 機 を 用 V, か つ、 レ] ル 又は 架線によら な 1 で運転する車であつて、 原 動 機 付 自 転 車、 軽 車両及び身体障害者 用 0) 車椅子

並

び 行 補 助 車 小 児 用 0 車そ \mathcal{O} 他 0) 小型の 車 で 政 令で定め る ŧ 0 (以 下 歩行補助 車 等」という。) 以外 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} をい

する車であつ 原動機 付 自 て、 転 車 軽 車 内 **車** 両、 閣 府 令 身 体障害者用の で定める大きさ以 車 **- 椅子及** 下 . О び歩 総 排 5 気量 行 7甫劫車等以外のものをいう。量又は定格出ナをマ・ 補 出力を有する原動 機 を用い、 かつ、 V] ル 又は 架線によらない 運

(略)

あつて、身 当 するものを含 自 体障 転 車 È t 害 者 \sim 用 ダ を \mathcal{O} ル いう。 車 又 椅子及び歩 は 子及び歩行補助車等以:ハンド・クランクを用 \\ \\ 外 (T) ŧ カン つ、 0) (人の力を補うため 人の力により運転する二輪 原動 機を用いるも 以 上 \mathcal{O} 車 のであ · ~ 1 つて、 ル により 内 | 閣府令で定める基準に該 運転する車 -を 除 で

十一の三 閣 府令で定める基準 身 体障害者用 に 元の車椅子 該当 するも 身 \mathcal{O} に限る。 体 \mathcal{O} 障害に により をい . う。 歩行 が 困 難 な 者 \mathcal{O} 移 動 0 用に 供するため \mathcal{O} 車 椅 子 (原 動機を用い るものにあつては、 内

十二~二十三 略

3 略

 \bigcirc ス 力 1 行 為 等 \mathcal{O} 規 制 等 に 関 する法律 施 行 令 平 成 + = 年 · 政令 第 四百六十七 号) 抄

行 政手 続 法 を 準 用 す る 場 合 の読 替 え

準用に 条 ストー **\ て \mathcal{O} カー 技 - 行為等 術 的 読 替え 0 規制等に関する法律 んは、 次の表の とおりとする。 (以下「法」 という。 第五 条第 匹 項 0 規 定による 行 政 手 続法 伞 成五年法律第八十八号)

略 略 略

方 面公 安 委 員 会 0) 権 限 \mathcal{O} 委 任

第二条 が行う。 法 0) 規 定に ょ ŋ 道 公安 委員会の 権 限に属 する事 務 は 道 警察 本部 0 所在地を包括する方面 を除く方面 に · V 、ては、 該方面 公安委員会

方 面本部 長 へ の 権 限 \mathcal{O} 委 任

法 0) 規 定に ょ ŋ 道 警察 本 部 長 の権限に属する事 務 は、 道 警察 本部 \mathcal{O} 所在地を包括する方面 を除く方面 に つい ては、 当該方面 が行

 \bigcirc 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)(抄)

第一条 次に掲げるもの(原動機を用いるものにあつては、 内閣府